

事業内容について

《 新規受託 》

<南阿蘇村>

■対象医療機関

熊本県内の保険医療機関

■対象者

- ・ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)
- ・児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)

■窓口負担額

保険診療における医療費の一部負担金の3分の1

※入院の場合、償還払いとする。

※1医療機関における一部負担金が21,000円以上、またはひと月の総点数が7,000点以上の場合は償還払いとする。

※70歳以上の場合は償還払いとする。

※自立支援医療、小児慢性特定疾病、育成医療等の公費併用の場合、償還払いとする。

※窓口での徴収額は「10円単位(10円未満は四捨五入)」、レセプトの一部負担金額は「1円単位(小数点以下は四捨五入)」とする。

■患者登録方法

<公費の種類>

	法別	対象者	負担	ORCA 公費の種類
母子父子	83	・ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで) ・児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1 ※償還払いの条件については「■窓口負担額」を確認してください。	183 天草親